

発議第7号

静岡市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年10月17日

提出者

石井孝治	加藤博男	長島 強	稲葉寛之	後藤哲朗	堀 努	島 直也
寺澤 潤	平井正樹	杉本 護	風間重樹	山梨 涉	大石直樹	池邨善満
尾崎行雄	宮城展代	池谷大輔	畑田 響	福地 健	早川清文	寺尾 昭
安竹信男	井上智仁	佐藤成子	水野敏夫	望月俊明	大村一雄	尾崎剛司
丹沢卓久	牧田博之	繁田和三	山根田鶴子	松谷 清	内田隆典	白鳥 実
山本彰彦	中山道晴	望月厚司	亀澤敏之	遠藤裕孝	石上顕太郎	井上恒彌
田形清信	鈴木和彦	伊東稔浩				

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「10人」を「9人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月17日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の静岡市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されている者は、この条例による改正後の静岡市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員に選任された者とみなし、その委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により選任された委員としての残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例に基づく議会運営委員会に付議されている継続審査事件は、改正後の条例に基づく議会運営委員会に付議された継続審査事件とみなす。